

耐震診断・耐震補強をしましょう！

市では令和6年度まで**無料で木造住宅の耐震診断**を行っています。耐震補強に対して補助もおこなっていますので、お気軽にご相談ください。

*昭和56年5月31日以前着工の木造住宅に限ります。

問い合わせ先：市役所 建築住宅課

☎ 22-1229 FAX.22-1208



市からの防災情報を確認しましょう！

市内の防災情報については

電子メールによる防災情報の配信サービス

も行っておりますので、ぜひご登録ください。

<登録方法>

右記QRコードを読み取って
登録ページへお進みください。

問い合わせ先：市役所 危機管理局

☎ 22-1319 FAX.22-1239



スマートフォン・ フューチャーホンから
パソコンから

携帯電話があなたの命を救います！

視覚または聴覚に障害がある方の携帯電話に

無料で災害情報を配信するサービス（レスキューNAW）

があります。

*携帯電話で電子メールを受信できる機能が必要です。

*メール受信時にパケット料金がかかります。

*事前登録が必要です。

問い合わせ先：市役所 障がい療育支援課

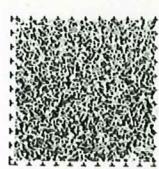
☎ 22-1145 FAX.22-1251



お問い合わせ先

富士宮市役所 福祉企画課

〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 富士宮市役所1階
TEL.0544-22-1457 FAX.0544-22-1277
E-mail:fukushi@city.fujinomiya.lg.jp



ひなんこうどうようしえんしゃめいほ とうろく あんない 避難行動要支援者名簿 登録のご案内

さいがいじ じりき ひなん

むずかしい かた

災害時に自力で避難することが難しい方へ

1 はじめに

この名簿は、災害時に自力または家族の支援だけでは避難することが難しく、支援を要する方（「避難行動要支援者」と言います。）を登録しておくことで、名簿への登録に同意された方の情報を事前に避難支援等関係者（自主防災会や民生委員児童委員など）へと提供するものです。

大きな災害の発生などが起きた場合、行政の支援「公助」が届くまでには時間がかかります。
いざという時に頼りになるのは、住民同士の助け合い「互助」です。

この制度をきっかけに、自分の身は自分で守る「自助」について今一度考えていただき、情報提供を受けた地域とともに助け合いの体制整備を進めるなど、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指します。



名簿登録にあたっての留意事項

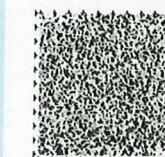
- ・災害の支援活動は、地域の「助け合い」の中で出来る範囲で行うものです。
- ・本名簿は、事前に避難支援等関係者に提供することで、発災時の安否確認を速やかに行うためのものです。
- ・発災時には、災害対策基本法により同意の有無に関わらず名簿を提供する場合があります。

2 名簿登録の対象者

次の①～⑦までのいずれかに該当する在宅の方で、自分の個人情報を提供できる方。
※施設等に長期で入所している方は、対象にはなりません。

- ① 75歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方
- ② 要介護3～5の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方
- ⑥ 特定疾病治療研究事業の医療費支給認定を受けている難病患者の方
- ⑦ ①～⑥に該当しないが、災害時に支援が必要で自ら登録を希望する方

*災害時要援護者支援計画にて、すでに申請いただいている方についても、改めて提出のご協力をお願いします。



3 避難行動要支援者名簿の掲載内容

名簿掲載に同意した場合に掲載されるのは次の項目です。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所(居所) ⑤連絡先 ⑥介護度や障害の種類など

日頃からできること

- ・ご自身でも、災害に備えて日頃から準備しておくことが大切です。
- ・食料や備蓄品などの準備(最低3日分できれば7日分以上)、非常持ち出し品の準備、家具類の転倒防止、避難場所や避難経路の確認、家族内での安否や連絡方法の確認など、事前の備えをしっかりと行いましょう。
- ・日頃から市や自治会などの防災訓練に参加し、地域の方々とつながりを深めておきましょう。



4 避難行動要支援者支援の全体像(イメージ)

今回の通知の内容

平常時からの避難行動要支援者名簿掲載の同意確認

避難行動要支援者対象者の方から情報提供に関する同意をお願いします。
ご本人の状況に合わせてご記入いただき市へ提出してください。



避難行動要支援者名簿の作成・更新

同意いただいた方の情報を載せた避難行動要支援者名簿を作成します。



避難支援等関係者への名簿の提供

避難行動要支援者名簿を自主防災会や民生委員・児童委員など避難支援等関係者へ提供します。



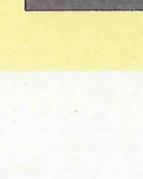
個別避難計画の作成

同意いただいた方は、個別避難計画書(避難支援内容や避難経路等)の作成・提出をお願いします。



個別避難計画の共有

作成された個別避難計画は、ご本人や避難支援関係者等で情報を共有します。



平常時 声かけ見守り・防災訓練

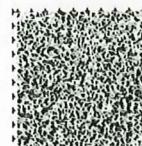


災害時 安否確認避難支援

※発災時には、災害対策基本法により同意の有無に関わらず名簿を提供する場合があります。



今後、現計画の「富士宮災害時要援護者支援計画」に基づく避難支援計画からの移行を目指していきます。



Q&A(よくある質問)

Q なぜ避難行動要支援者名簿を作成するの?

A 平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者であり、障がい者の死亡率も被災住民全体の約2倍となりました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、市の避難行動要支援者名簿作成が義務化されました。富士宮市においても、地域防災計画のもと、避難行動要支援者名簿の整備を進めています。

Q 避難支援等関係者とは?

A 自主防災会、民生委員・児童委員、消防団員、その他行政機関及び福祉関係団体を言います。

Q 名簿掲載に同意をするとどうなるの?

A 避難支援等関係者へと名簿情報が共有され、平常時からの見守りや災害時に備えた顔の見える関係性づくりが可能となり、ご本人がより安心して地域で生活することができます。

Q 名簿に掲載された人は、必ず助けてもらえるの?

A この制度は、地域による平常時からの互助推進のための取り組みであり、地域の方の協力がなくては成り立ちません。避難支援をしてくれる方やそのご家族の安全確保が前提での活動のため、必ずしも災害時の避難支援が保証されるものではありません。

Q 災害時要援護者としてすでに登録していた人はどうなるの?

A 避難行動要支援者名簿の掲載対象者となります。名簿掲載内容等を最新の状態に保つため、登録への同意にご協力をお願いします。また、個別避難計画(避難場所、避難支援方法等)を作成する際には、改めてご提出と同意をお願いすることとなります。

Q 社会福祉施設等へ長期間入所等をしている人は名簿に掲載されるの?

A 名簿掲載対象者は、あくまでも在宅の方で避難支援が必要な方を掲載しています。社会福祉施設等へ長期間入所等をしている人は、その施設等で入所者の安全対策を行うこととなります。

Q 名簿に掲載された個人情報の漏えいが心配。

A 避難支援等関係者には、災害対策基本法により「守秘義務」が課せられており、正当な理由がなく知り得た情報を漏らしてはいけない規定がされています。

Q 名簿掲載に同意しないとどうなるの?

A 平常時には、避難支援等関係者へと名簿情報を提供しないこととなります。ただし、発災時または災害の恐れがある場合には、災害対策基本法により生命または身体を災害から保護するため避難支援に必要な限度で同意の有無に関わらず名簿を避難支援等関係者に提供する場合があります。

